六五番
六五番一から六五番三まで
六六番
六六番一及び六六番二
六七番一から六七番五まで
六八番
六八番一から六八番三まで
六九番
七〇番一から七〇番三まで
七一番から七三番まで
七三番一
六九〇番から六九三番まで
六九三番地先無番地
六九四番から六九七番まで
六九七番一
六九八番から七〇二番まで
七〇二番一
七〇三番から七一五番まで
七一五番乙
七一六番から七二〇番まで
七二一番一
七二一番乙
七二三番
小字栃谷
小字深谷
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の福来川の河川敷
京都府舞鶴市字福来
小字深谷　七〇八番　一号
七二三番　二号
七二五番三　四号
小字柿谷　六八九番二地先道路敷　三号

○国土交通省告示第千九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
棚上川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十五年建設省告示第九百三十九号で指定した土地の区域を除く。）
滋賀県東近江市平尾町
字白鹿背　七一五番及び七一六番
字一ノ谷　六八八番及び六八九番
六九三番

○国土交通省告示第千九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八幡川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県広島市西区己斐上五丁目
八二六番　一号
八二五番一　二号
一一四二番　三号から五号まで
八二〇番一　六号及び七号
八一九番五　八号
一一四三番　九号
八一九番三　十号
七八六番一　十一号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
権現川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和四十年建設省告示第三百六十五号及び平成十六年国土交通省告示第二百九十九号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）
広島県広島市安佐南区山本町字方置山
一二三九番八
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
惣ヶ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県庄原市高町
字加賀羅　三六七番　一号
三六三番　二号
字山ノ神原　三六二番　三号及び四号
三五二番　五号及び六号
三五五番　七号
三五六番　八号及び十四号
三四三番　九号、十二号及び十三号
三四四番一　十号及び十一号
三五一番　十五号及び十六号
三六〇番　十七号
三六一番　十八号から二十一号まで
三六九番一　二十二号及び二十三号
字総ヶ谷　三九一番一　二十四号及び二十五号
字船ヶ原　三九五番地先無番地　二十五号
三九八番　二十六号及び二十七号
四〇六番　二十八号
四〇七番

○国土交通省告示第千九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西猫谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を猫谷川右岸官民地境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市綾歌町栗熊西
字畦田　六三番地先河川敷　一号
四六番三　二号
四六番一　三号
五〇番二　四号から七号まで
五二番　八号
五三番　九号
五四番一　十号から十二号まで
字小屋ノ谷　四二番三二　十三号から十七号まで
字一ノ坂　九二番一　十八号から二十号まで
字椿谷　六八番一地先河川敷　二十一号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
手島川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成十六年国土交通省告示第千五百三十二号で指定した三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市手島町字南浦
三三一番地先道路敷　一号
三三二番二　二号
三三三番二　三号及び四号
三三四番　五号から八号まで
三六八番地先道路敷　九号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十二年建設省告示第千七百五十五号で指定した三号に掲げる土地及び平成十六年国土交通省告示第千五百三十二号で指定した三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市手島町字網手
六六一番　一号
六六二番地先道路敷　二号
六六五番　三号
六六六番　四号及び五号
六六六番地先河川敷　六号

○国土交通省告示第千九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中村谷二川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県都城市美川町
八二七番五　一号
八二八番　二号
八二八番地先河川敷　三号及び六号から八号まで